

提案主体	熊本県
------	-----

【提案のニーズや背景】

本県第二の都市であり、九州新幹線や高速道路、八代港などにより交通の結節点となっている八代市を中心とした八代地域、水俣・葦北地域、人吉・球磨地域からなる県南地域は、国内シェアが高く、競争力を持つ産品(トマト、ショウガ、不知火類(デコポン)、い草・畳表など)が存在しており、県では、これらの豊富な農産物等を活かした産業の振興と地域の活性化を図るため、平成24年度に「くまもと県南フードバレー構想」を策定したところ。

この構想は、「食」関連産業の振興のために、①6次産業化・農商工連携による地域内生産物等の高付加価値化、②地域内生産物を活かす企業・研究開発機能等の集積、③アジアとの貿易拡大・首都圏等への販路拡大などを取組の方向性として、現在その実現に向け推進を図っているところである。

本提案は、この「くまもと県南フードバレー構想」の実現に向けた6次産業化の促進や農業への企業参入を支援することにより、農業・農村の所得向上と農業の成長分野への転換を図ろうとするものである。

I 6次産業化による地域内生産物等の高付加価値化	
プロジェクトの内容	農林水産業が主要産業となっている県南地域は、高い農業生産力や活発な農産物加工の取組み、豊富な森林資源に加えて、若い農業者の存在、6次産業化・農商工連携の成功例、地域に立地する多くの食品関係の製造業者など、高いポテンシャルを有しているが、この地域で生産された多くの農林水産物が地域外において加工されている現状がある。 これらを踏まえ、1次加工を中心とした地域内での加工や農家レストラン等を促進するとともに、6次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画に位置づけられた事業体を地域の中心とした6次産業化に取り組み、地域の活性化につなげる。
想定される実施主体	農業者等
プロジェクト実施のために必要な措置	
(1) 農地利用規制の特例措置	
概要	農業者が自ら生産した農産物を提供する農家レストランや農家民宿、農産物加工所など、6次産業化・地産地消費に基づく総合化計画に資する施設の設置については、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)、農地法の特例措置を講じる。
具体的提案	農振法では、主として農業者自らの生産物やそれらの加工品を販売する施設は農業用施設とされ、農地法ではこれに要する農地を転用することについて許可相当と判断されている。 今後、6次産業化を推進する上では、収穫体験や農業体験による都市住民の集客による地域活性化も重要であることから、6次産業化・地産地消費に基づく総合化計画に資する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等についても、同様に農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。 また、農用地区域に設置できる農業用施設として立地可能な加工施設・販売施設は、当該施設を設置する農業者が自ら生産した農産物を5割以上使用することが要件となっていることから、施設が設置される同一市内(町内)の農業者により生産される農産物を5割以上使用することに要件緩和する。
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条8項、第14条、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第2条、六次産業化・地産地消費施行令第2条の規定に基づき農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を定める告示
(2) 農事組合法人の事業要件の緩和	
概要	6次産業化を進める農事組合法人の事業要件の緩和
具体的提案	農事組合法人が行うことができる事業は、農業協同組合法の規定により、農業の経営や農業に関連する事業であって自己の生産した農畜産物を原料または材料の大半に使用する製造または加工などに限定されている。 このため、この事業要件を緩和し、生産した農畜産物以外に獣肉などその地域の資源を有効活用するレストランなどを農事組合法人の形態のまま運用できるようにする。
該当法令等	農業協同組合法第72条の8
(3) 農業用施設用地への税制優遇	
概要	農家レストラン等事業の継続を確保するための、事業用地に対する租税特別措置法の特例措置
具体的提案	租税特別措置法では、納税猶予が受けられる農地は「耕作できる部分」に限定されているが、贈与や相続が発生した場合における農家レストラン等の農業用施設用地についても納税猶予が受けられるようにする。
該当法令等	租税特別措置法第70条の4
(4) 6次産業事業体の出資比率の見直し及び6次産業事業体の所得税減免措置	
概要	6次化ファンドを活用する事業体への地域ファンド出資分の出資比率上限の引き上げ
具体的提案	6次産業事業体の出資比率の上限は、現在、地域ファンド出資分50%、農業者25%、連携企業25%(農業者の出資比率以下)となっているが、地域ファンドの出資比率の上限を75%まで引き上げ、農業者及び連携企業の出資を低減させ、更なる6次産業化を推進する。 また、6次産業事業体の収益に対して、事業体が株式を買い戻す期間は減免措置を講じ、サブファンドの資金回収を加速化させ、次の6次化事業への投資を促進させる。
該当法令等	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第20条、農林水産省告示第2556号

II 農業への企業参入による地域活性化

プロジェクトの内容	本県では、企業等の農業参入を平成21年度から本格的に支援しており、これまでも多くの企業が参入しており、県南地域においても、耕作放棄地の活用や地域の新たな農業の担い手として、更には、地域の新たな雇用の場として、貢献してきたところであり、今後も企業の活力を地域農業に取り込むための条件整備を行い、地域の活性化につなげる。
想定される実施主体	農業者、農業生産法人及び農業参入企業等
プロジェクト実施のために必要な措置	
(1) 農業生産法人に関する要件緩和	
概要	農業生産法人の構成員要件について法人を構成する企業の出資制限を緩和するとともに、役員要件を緩和することにより、企業出身者等の法人経営への参画を促進する。
具体的提案	農業生産法人における構成員要件については、原則として農業関係者が総議決権の3/4以上、継続的取引関係者は総議決権の1/4以下とされているが、この要件を緩和し、農業関係者が総議決権の1/2以上、一般企業等(継続的取引に限定しない)は総議決権の1/2未満とする。 同じく役員要件として、理事等の過半が、農業に常時従事(年間150日以上)し、かつ、その過半の理事等が農作業に一定期間(年間60日以上)従事することとされているが、農業に従事する理事等の常時従事日数(例:30日以上)を緩和する。
該当法令等	農地法第2条第3項、農地法施行規則第8条、第9条
(2) 農地中間管理機構に貸し付けた農地所有者の固定資産税免除	
概要	農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合の当該農地所有者に課税される固定資産税の免税措置
具体的提案	農地集積は、農業の大規模化や企業参入に資するものであり、現在、県段階に農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構の設置が検討されている。 機構への農地集積を促進させるため、出し手が機構に農地を貸し付けた場合に、当該農地所有者に課税される固定資産税の免除措置を創設する。
該当法令等	地方税法第367条

【日本経済再生に向けた効果】

上記プロジェクトの実施により、下記の日本再興戦略の主要施策のKPI(成果目標)を達成し、農林水産業を成長産業に導く。

- ・ 今後10年間で、全農地面積の8割が担い手によって利用
- ・ 2020年に6次産業の市場規模を10兆円(現状1兆円)に
- ・ 今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増

連絡先	熊本県農林水産部農林水産政策課 政策班	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 TEL096-333-2364
-----	---------------------	--